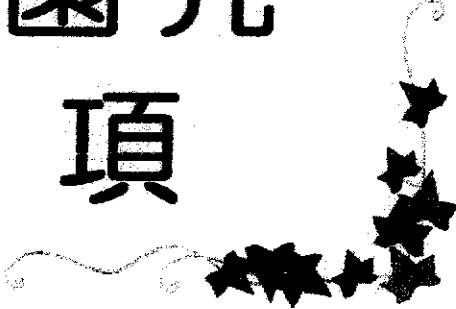


平成30年度 保育園入園児 募集要項



★保育園とは・・・児童福祉法に基づき、小学校入学前のお子様を、仕事や病気等の理由により日中家庭において面倒をみることができない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

受付期間

●一次受付 平成29年11月1日（水）から11月30日（木）

●一次受付終了後随時 毎月1日入所・・・前月15日まで
毎月15日入所・・・前月末日まで

※審査の都合上、1日及び15日以外の入所はできません。

※※申込前に確認してください※※

★欠員がない場合や、申込者が多数の場合は、入園できないことがあります。入園できなかったことを想定して、御家族で御相談のうえ、申込をしてください。

★申込前に御希望の各保育園を見学して、実際の園までの距離や園の様子等を御確認ください。なお、各保育園では育児相談や園庭解放などを行っており、入園前の見学も可能です。（実施時間等は各保育園によって違うため、あらかじめ御確認ください。）



山陽小野田市福祉事務所
こども福祉課保育係

電話 0836-82-1207

FAX 0836-82-1240



*** 保育園の入所について ***

保育園の利用を希望される場合には、保育の必要性などについて認定を受けていただくこととなります。保育が必要な理由により、標準時間保育と短時間保育に分かれ、保育可能な時間や保育料が異なります。

※短時間認定された方が保育時間を過ぎて利用した場合、延長保育料が別途かかります（1日200円、月上限3,000円）。

1 市内保育園

名称	公私 定員	所在地	TEL (0836)	小学 校区
		開園時間	HP	
焼野保育園	私	小野田612番地2(本山小となり)	88-0514	本山
	150	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
須恵保育園	私	小野田3385番地6(須恵西)	88-0250	赤崎
	150	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
さくら保育園	私	赤崎二丁目1番28号(水神町)	88-0388	赤崎
	100	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	
伸宏保育園	私	港町7番43号(港町)	83-3139	須恵
	90	7:00~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	
姫井保育園	私	小野田7301番地(旦西)	83-2371	小野田
	90	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
石井手保育園	私	東高泊333番地(石井手第二)	83-8375	高千帆
	120	7:15~18:45 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	—	
西福寺保育園	私	西高泊1938番地(郷)	84-4578	高泊
	60	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	—	
日の出保育園	公	日の出二丁目5番28号(第一日の出)	83-2712	高千帆
	120	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
真珠保育園	私	厚狭1031番地1(加藤北)	73-0188	厚狭
	100	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	—	

名称	公私 定員	所在地 開園時間	TEL(0836) HP	小学 校区
貞源寺保育園	私	郡1391番地(殿町二)	72-0885	厚狭
	60	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	-	
貞源寺第二 保育園	私	鴨庄132番地1(鴨庄西)	72-0606	厚狭
	60	7:15~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	-	
下津保育園	公	郡2045番地1(西下津二)	72-0340	厚狭
	60	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
出合保育園	公	山野井2746番地3(栗田)	73-1332	出合
	120	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
厚陽保育園	公	郡3510番地(古関作)	74-8411	厚陽
	60	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
津布田保育園	公	津布田1066番地(東郷)	76-0332	津布田
	45	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
あおい保育園	私	埴生782番地(下市)	76-1550	埴生
	45	7:10~19:00 (標準時間 7:10~18:10) (短時間 8:30~16:30)	-	
桃太郎園	私	埴生1903番地1(西側)	76-0157	埴生
	45	7:30~18:30 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	-	

2 小規模保育事業所

0歳～2歳(平成30年4月1日現在の年齢)の保育を行います。

名称	公私 定員	所在地 開園時間	TEL(0836) HP	小学 校区
こくま保育園 (山園舎)	私	有帆509番地15(南真土郷)	83-5127	有帆
	15	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	
フティット 小野田保育園	私	千崎495番地4(千崎東)	84-4727	高千帆
	17	7:00~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	

3 入園基準（保育が必要な理由）

保育園へ入園できる児童は、両親（両親と別居している場合は児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある小学校入学前の児童です。

標準時間保育と短時間保育の認定を変更する際は、各種証明書を再提出していただく必要があります。

●標準時間保育（各園指定の標準時間保育時間帯での保育が可能）

1	就 労	月120時間以上、仕事をしている場合
2	妊 娠、出 産	児童の親が出産の前後であり、その児童の保育ができない場合（出産前後それぞれ3か月の内必要な期間。出産から3か月後に求職活動で入所期間を延長することはできません。）
3	保護者の疾病、障害	病気であったり心身に障害があったりするため、その児童の保育ができない場合
4	災 害 復 旧	火災や風水害や地震などにより、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合
5	就 学	月120時間以上の、職業訓練校を含む継続的な就学による場合
6	虐待やDVのおそれがある	虐待やDVのおそれがあり、家庭で保育することが望ましくない場合
7	そ の 他	市長が認めた場合

●短時間保育（各園指定の短時間保育時間帯での保育が可能）

1	就 労	月52時間以上、120時間未満の仕事をしている場合および内職請負
2	親族の介護、看護	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいるため、いつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
3	求 職 活 動	入所後3か月以内に就労する場合
4	就 学	月52時間以上、120時間未満の職業訓練校を含む継続的な就学による場合
5	育児休暇取得中の継続入所	育児休暇取得時に、すでに保育を利用している児童の継続入所（出産後1年6か月の間）
6	そ の 他	市長が認めた場合

4 入園申込手続き

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書（新規）に必要な事項を記入のうえ、以下の書類を添えて、市役所こども福祉課へ提出してください。

なお、申込書は、入園児1人につき1部必要となります。（必要書類の提示がない場合は、入所は認められません。）

① 保育園入園の理由となる証明書

＜対象＞ 入所児童の両親（同居の祖父母は必須ではありませんが、添付がない場合、入所審査時の優先順位が下がります）

＜必要書類＞

- (1) 給与所得者・・・就労（採用内定）証明書
- (2) 自営業経営者、自営業協力者、内職請負者・・・自営業・内職証明書
- (3) 農業従事者・・・農業報告書
- (4) 通学中の人・・・申立書、在学証明書等
- (5) 出産する人・・・申立書、母子健康手帳の写し
- (6) 療養中の人・・・申立書、医師の発行した診断書
- (7) 病人の看護をしている人・・・申立書、介護される人の診断書等
- (8) 求職活動中の人、その他の理由・・・申立書

その他必要に応じて、他の証明書の提出を求められることがあります。

② 在園（予定）証明書（未就学児の兄弟が認可保育園以外に通っている場合）

③ 所得課税証明書（平成29年1月2日以降に山陽小野田市に転入された場合）

- 平成29年1月2日から平成30年1月1日までに転入された方
→平成29年度所得課税証明書（9月以降に入所する方は不要）
- 平成30年1月2日以降に転入された方
→平成29年度（9月以降に入所する方は不要）および
平成30年度所得課税証明書

④ 多子世帯保育料減免申請書

（18歳未満の扶養親族から数えて入所児童が第3子以降の場合）

5 保育料

平成30年度4月から8月分の保育料は、平成30年3月頃に決定の予定です。なお、9月分以降の保育料は8月頃に決定します。

★保育料の納入については、原則「口座振替」でお願いします★

＜保育料が減額となる場合＞

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園等に同時に2人以上が入園している場合
- ・ ひとり親世帯で所得割課税額が77,101円未満の場合
- ・ 同居のご家族に身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方、又は特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がおられる世帯で所得割課税額が77,101円未満の場合（手帳・証書等の写しの提出が必要）
- ・ 所得割課税額が57,700円未満の世帯の第2子以降の児童
- ・ 18歳未満の兄弟から数えて第3子以降の児童

6 その他

保育が必要な理由や、世帯状況などに変更が生じた場合は御連絡ください。実態との相違が発覚した場合は入所決定後であっても入所を取り消すことがあります。また、入園期間中（保育の実施期間中）であっても、入園基準に該当しない場合は退園していただく場合があります。

※公立保育園入園希望の方へ

公立保育園再編により、平成34年度以降に園の統廃合を予定しています。そのため、卒園まで同じ保育園の利用ができず、転園していただく場合がございます。

申込書の書き方

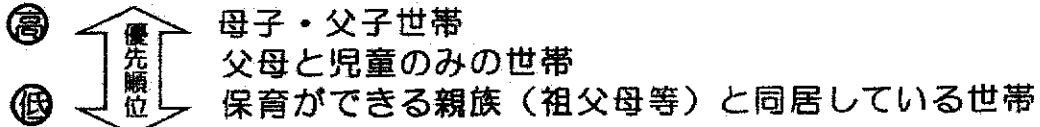
- ☆ 申込書の「記入上の注意」をご覧ください。
 - ☆ 文字は、楷書で黒のインク又はボールペンを使って記入してください。
 - ☆ 太枠の中のみ記入してください。
 - ☆ 記入後は、添付書類を添えて市こども福祉課に提出してください。
 - ☆ 内容に不備がある場合は、入所の許可ができない場合があります。また、入所決定後であっても入所を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ① 新規に○をつけてください。
 - ② 申込年月日を記入してください。
 - ③ 保護者住所、保護者氏名、連絡先を記入、押印してください。なお、平成29年1月1日および平成30年1月1日現在の住所の欄に市区町名を記入してください。
 - ④ 第1希望から第3希望の保育園名は希望する順に保育園名を記入してください。希望する保育園が3園より多い場合は備考欄に第4希望以下を記入してください。
 - ⑤ 入所児童の欄は、氏名にふりがなを付してください。年齢の欄には平成30年4月1日現在の年齢を記入してください。
 - ⑥ 入所児童の世帯員の欄は、同じ家に住んでいる方全員（世帯分離をしても住所が同じ方や別居の扶養義務者を含む。）について記入し、児童からみた続柄を記入してください。幼稚園等に通う兄弟がいる場合は、必ず「職業・保育園・幼稚園・学校名等」の欄に幼稚園名等を記入してください。通園、通学等をしていない幼児の場合は、「面倒を見る人」の氏名、住所を記入してください。
 - ⑦ 入所希望理由の欄については、該当するものにチェックをつけてください。該当するものがない場合は、その他欄に記入してください。
 - ⑧ その他確認事項の欄については、該当するものにチェックをつけてください。
 - ⑨ 重要事項の確認はよく御確認のうえ、署名、押印してください。

新規入園者の選考方法について

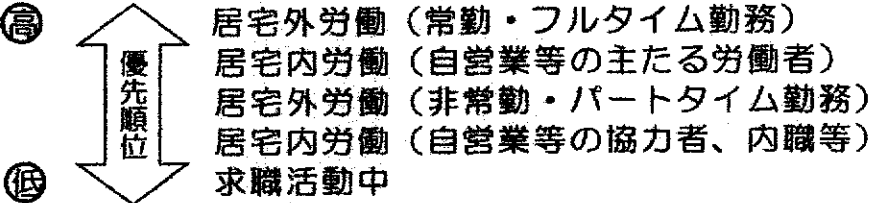
入園希望人数が定員を超える場合、選考基準に基づき選考を行います。

<入所者選考時の優先順位>

●世帯の状況



●就労状況



受付から入園決定まで（予定）

●一次受付

受付

平成29年11月1日（水）から11月30日（木）
17時15分まで
各添付書類も期間内に御提出ください。

一次選考

12月中旬から1月下旬
受付期間中に申込書及び各添付書類を提出された方のみ
書類未提出の方は対象となりません。

一次選考結果通知

1月中旬以降に保護者宛に通知します。

二次選考

2月上旬
受付期間後に申込まれた方（空きのある保育園のみ）
書類未提出の方は対象となりません。

二次選考結果通知

2月中旬以降に保護者宛に通知します。

最終選考

二次選考以降に申し込まれた方（空きのある保育園のみ）

最終選考結果通知

3月上旬に保護者宛に通知します。

●一次受付終了後随時

受付

毎月1日入所・・・入所前月15日まで
毎月15日入所・・・入所前月末日まで

選考

入所日15日前から（※育児休暇明けの方は随時）

選考結果通知

入所決定者から順次、保護者宛に通知します。

山陽小野田市保育料

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	1号認定 (幼稚園等)		2号・3号認定(保育園等)						
		保育料	第1子の年齢要件	標準時間			短時間			第1子の年齢要件
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0		0			0			
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	0		0			0			
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	0		5,900	3,500		5,900	3,500		年齢制限なし
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0		6,500	4,900		6,400	4,800		-
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	0		14,000	10,900		13,800	10,700		年齢制限なし
D1a	所得割課税額48,600円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	1,800		7,400	5,300		7,200	5,100		-
D1b	所得割課税額 48,600円未満	9,000 4,500	年齢制限なし	19,400 9,700	16,500 8,200		19,200 9,800	16,300 8,100		年齢制限なし
D2a	所得割課税額60,000円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	2,700		8,300	5,700		8,100	5,500		-
D2b	所得割課税額 60,000円未満	10,200 5,100	年齢制限なし	23,000 11,500	20,000 10,000		22,600 11,300	19,700 9,800		57,700円未満 年齢制限なし 60,000円未満 同時入所
D3a	所得割課税額77,101円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	3,000		9,000	6,000		8,800	5,800		-
D3b	所得割課税額 77,101円未満	11,800 5,500	年齢制限なし	25,500 12,700	23,300 11,800		25,100 12,500	22,900 11,400		同時入所 (5歳以下)
D4	所得割課税額 97,000円未満	12,600 6,300	小学3年まで	30,000 15,000	25,000 12,500		29,600 14,800	24,600 12,300		同時入所 (5歳以下)
D5	所得割課税額 116,000円未満	13,400 6,700	小学3年まで	32,000 16,000	28,000 14,000	27,000 13,500	31,500 15,700	27,500 13,700	26,800 13,300	同時入所 (5歳以下)
D6	所得割課税額 139,000円未満	14,400 7,200	小学3年まで	39,000 19,500			38,400 19,200			
D7	所得割課税額 169,000円未満	15,400 7,700	小学3年まで	44,500 22,200			43,900 21,900			
D8	所得割課税額 211,200円未満	16,600 8,300	小学3年まで	46,500 23,200			45,800 22,900			
D9	所得割課税額 229,000円未満			54,600 27,300	32,400 16,200	28,400 14,200	53,700 26,800	31,800 15,900	27,900 13,900	同時入所 (5歳以下)
D10	所得割課税額 301,000円未満	18,600 9,300		56,200 28,100			55,300 27,600			
D11	所得割課税額 397,000円未満	0	小学3年まで	61,000 30,500			60,000 30,000			
D12	所得割課税額 397,000円以上	0		80,000 40,000			78,700 39,300			

<1号> ・小学3年までの第1子がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料。
 ・ただし、A～D3階層(77,101円未満)は、第1子の年齢制限なし。
 ・なお、A～D3階層(77,101円未満)でひとり親世帯等の第2子以降は無料

<2・3号> ・保育園等の同時入所の第1子がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料
 ・ただし、A～D2階層のうち57,700円未満の世帯は、第1子の年齢制限なし。
 ・なお、A～D3階層(77,101円未満)でひとり親世帯等の第2子以降は無料

※ 就園児童と同じ世帯で親に扶養されている18歳未満(4月1日現在)の兄弟を含めて第3子以降の子どもについては、申請により上記に加えて、1号認定は、A～D3階層までは無料、D4～D12階層までは半額に、2・3号認定はA～D4階層までは無料、D5～D12階層までは半額になります。
 1号認定のみ、申請先は教育委員会となります。

上段：第1子
 中段：第2子
 下段：第3子以降

※ 年齢は4月1日現在のものです。
 ※ 1号認定には給食(材料)費を含みません。2・3号認定には給食(材料)費を含みます。
 ※ 2・3号認定における「標準時間」とは最長11時間の施設・事業の利用時間、「短時間」とは最長8時間の施設・事業の利用時間をいいます。
 ※ 利用する施設・事業の公私立は問いません。
 ※ 4月から8月分までの保育料は利用前年度の市民税額、9月から翌3月分までの保育料は利用年度の市民税額によって決定します。
 ※ 保育料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。
 ※ この保育料のほか、各施設・事業によっては、教材費やバス利用料などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。
 ※ 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各幼稚園が定める保育料となります。